

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、静岡市から下記の都市計画に係る同法第14条第1項の図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため、次のとおり公告する。

令和5年3月28日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 都市計画の種類及び名称

静岡都市計画用途地域

静岡都市計画特別用途地区

静岡都市計画高度地区

静岡都市計画防火地域及び準防火地域

静岡都市計画道路 3・3・8号若松町通線

3・4・49号清水港三保線

3・5・17号中町長谷通線

3・3・27号丸子池田線

3・4・46号宮加三日本平線

3・5・58号七間町通線

3・4・113号東小学校駅前線

2 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課